

北名古屋市後援名義等の申請・承認に関する事務取扱要領

国、地方公共団体、公共的団体、民間団体、民間企業等が主催する各種行事について、主催者から後援、推薦、共催、協賛の名義（以下「後援名義等」という。）の使用申請があった場合は、下記のとおり取り扱うこととする。

記

第1 後援名義等の区分及びその定義

後援名義等の区分およびその定義は下記のとおりとする。

- 1 後援 申請のあった行事を奨励し支援することとする。
- 2 推薦 芸術作品、環境保全製品等について推奨することとする。
- 3 共催 市民生活の向上を図るため奨励することができる事業について、主催者と共に企画及び実施に参画することが適当と認められることとする。
- 4 協賛 企画及び実施に直接参画しないが、共催に準じて取り扱うことが適当と認められることとする。

第2 後援の目的と解釈

第1の1に掲げる「市の後援」とは、その事業の広告物や印刷物に市の後援を得ていることを表示することによって、より大きな成果を上げることが目的とする。従って、原則として下記の支援は含まないこととする。

- 1 経費的支援 施設借用等における減免措置、各種補助を受ける場合の優遇措置、その事業における傷害保険等の加入措置等
- 2 人的支援 市職員を動員してのチラシの配布や事業の準備等
- 3 物的支援 市の備品等の優先的な貸出、市の印刷機・コピー機での無償印刷等

第3 後援名義等の使用申請に必要な書類

後援名義等の使用申請に必要な書類は下記のとおりとする。

- 1 北名古屋市後援名義等使用許可申請書（様式第1号）（又はこれと同等の内容を記載したもの）
 - 2 主催者の存在及びその基礎を明らかにする書類（団体規約等）
 - 3 申請する事業の目的及び計画を明らかにする書類
 - 4 主催者の役員及びその事業に関係する者の名簿
 - 5 主催者の当該年度の収支予算書及びその事業の収支計画書
- その他必要に応じ、書類の提出を求めることができることとする。

第4 後援名義等の使用申請の受付・決裁

主催者は事業実施予定日の1箇月前までに第3に示す必要な書類を提出することとし、

受付は主催者を所管する課で行い、様式第1号中の「所管課の所見」欄にその事業に対する後援名義等の使用に関する意見及び諾否の判断等を記入することとする。

決裁は、その事業が初めて行われるものについては市長決裁、定期的に行われ2回目以降であれば所管する部の部長決裁とする。許可書は人事秘書課で発行（写しを所管する課に送付）するため、必ず合議をすることとし、秘書広報課は所管課からの合議を北名古屋市後援名義等受付簿（様式第2号）を用いて受け付けることとする。

第5 後援名義等の使用承認の対象となる事業

後援名義等の使用承認の対象となる事業は下記のとおりとする。

- 1 市民生活の向上に寄与するもので、市行政の推進のうえで特に必要と認める事業
- 2 公共性を有する事業
- 3 事業の規模、効果が広い範囲にわたる事業
- 4 収益を主たる目的とするものでない事業
- 5 特定の宗教活動又は政治活動を内容としない事業
- 6 特定の流派や系列に属さず、主催者の構成員の親睦を目的とするものでない事業
- 7 公序良俗に反しない事業又はその他社会的な非難を受けるおそれのない事業

以上7項目に関しては申請書が提出された時点で確認を取ることとする。

第6 後援名義等の使用承認の審査基準

第5で掲げた7項目に加えて下記の基準を設け、審査することとする。

- 1 主催である団体の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
- 2 事業の実施に際して、参加者等に金品の寄附又は援助、事業参加、広報活動を強要するものでないこと。
- 3 開催場所が、公衆衛生、災害防止等について十分な設備を有し、又は措置が講じられていること。
- 4 参加料、出品料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合には、この限りでない。
- 5 事業の規模や内容によって、傷害保険、賠償責任保険に加入していること。
- 6 不慮の事故に対して、責任の所在が明らかであること。
- 7 事業対象が市民全体又は相当な範囲のものを対象とする事業であること。
- 8 開催場所が市内又は近隣自治体で実施される事業であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 9 オンラインのみの開催でないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第7 後援名義等の使用の諾否の結果

第5及び第6で掲げた審査の結果、後援名義等の使用を承認する場合は、北名古屋市後

援名義等使用許可書（様式第3号）を発行することとし、承認しない場合は北名古屋市後援名義等使用不許可書（様式第4号）を発行することとする。また、後援名義等の使用を承認する場合は、併せて北名古屋市後援名義等使用変更（中止）申請書（様式第5号）及び北名古屋市後援名義等使用完了報告書（様式第6号）を送付することとする。

第8 事業内容の変更・中止

申請した事業が変更又は中止となる場合、北名古屋市後援名義等使用変更（中止）申請書（様式第5号）（又はこれと同等の内容を記載したもの）を、申請書を提出した課に速やかに提出することとする。

第9 事業の完了報告

主催者は事業完了後、北名古屋市後援名義等使用完了報告書（様式第6号）（又はこれと同等の内容を記載したもの）を、申請書を提出した課に速やかに提出することとする。

第10 部局の連携

後援名義等使用について、市長部局と同時に教育委員会部局・議会部局に申請があった場合、各部局で使用の諾否について意見交換等の連携をとり、事務を迅速かつ円滑に進めることとする。

附則

この要領は、平成19年1月4日から適用する。

附則

この要領は、令和8年6月1日から適用する。